

# 抄訳：ジュオン＝デ＝ロングレイ著 「日仏英の中世社会と法制度」(2)

小 梁 吉 章

## 目次

### 【訳者解題】

- 1 本論文集の訳出の意義
- 2 著者について
- 3 訳出箇所について

### 【本論文抄訳】

#### はじめに

#### 1 フランスの「セジヌ」と日本の「知行」

- (1) 「セジヌ」と「ゲヴェーレ」
- (2) 「知行」
- (3) 「知行」の語源、意味、同義語
- (4) 「知行」の権利の行使者
- (5) 「知行」と権利所有の類似
- (6) 「知行」の権利の期間と 13 世紀の「年紀」時効
- (7) 「知行」の妨害からの保護と 14、15 世紀の「占有訴訟」

#### 2 日本の封建制の形成と特色

- (1) 日本の封建制の二期にわたる形成
- (2) 日本の封建社会の階層形成の原因
- (3) 日本の「封建制」と仏英の < Féodalité > 以上前号
- (4) 家臣の本分 (devoirs) と務め (obligations)
- (5) 結論

#### 3 三か国の農民階級

- (1) 中世の社会階級
- (2) 農民階級 以上本号

### 【本論文抄訳】

#### 2 日本の封建制の形成と特色

#### (4) 家臣の本分 (devoirs) と務め (obligations)

管見の及ぶところ、封建体制の約定には家臣の義務が述べられている。上

記のような封建社会の家臣の本分は権利よりも詳細である。ただしこの点で武士は自ら、倫理規範を課しており、これは仏英の騎士の場合に似る。13世紀のいわゆる「弓馬の道」、またその後の「武士道」を歩む者は、武士の名誉を第一としており、主君に対する義務から逃れられない。

イギリスやフランスと比較するために日本の家臣の義務を述べようにも、次の点しか挙げることができない。

① < homage > (臣下の誓い)

イギリスやフランスの< homage > (臣下の誓い) は、かなり特別なもので、この語をそのまま「見参」に当てることはできない。日本の封建社会において「見参」が多少似たような役割を果たしたことは確かであるが、< homage >に見られる形式性はない。日本の武士には実際的な傾向があり、朝廷の過度の儀礼になじまず、形式主義とは無縁であって、法的な象徴にも無縁であった。朝廷は中国から取り入れた「名符・名簿」(みょうぶ) という紙片に名を書き、服従・奉仕のあかしとして主人へ奉呈するという方法をとっていた<sup>(1)</sup>。「見参」を目下から目上の者への挨拶であるとして、イギリスやフランスの< recommandation > (托身) と同一視するのは危険である<sup>(2)</sup>。「見参」は一方的で、かならずしも認められるわけではなく、この点で「託身」とは対照的である。さらに「見参」をするのは朝廷の高官の関係者に限られた。

---

(1) 原注：本書 127 頁を参照 (これは封建制度の「恩給」に関する説明の個所である)。

(2) 原注：この対照は、中田博士が 1906 年に論文「Commendatio と名簿捧呈の式」(法学協会雑誌 24 卷 2 号、『法制史論集』第 2 卷 928-951 頁所収) で示したところである。その理論的根拠として引用された文書はほぼすべて文学作品であり、また朝廷の風習に関するもので、数人の武士が名を告げたとして引用されている。最初の例は『後拾遺和歌集』(文書参照) からの源重行(生年不詳-1000 年)で、右大将藤原為光(942 年-992 年)に仕えたが、武士というより歌人として有名である。もう一つ『古事談』(文書第 658) からの源義光(1045 年-1127 年)の例は、六条顕季(1055 年-1123 年)が闇夜に守ってくれたことへの感謝であり、それ自体なにも比較すべきものではない。石井良助『法制史』237-238 頁も留保付きではあるが、中田博士と同じ見解である。

このような雰囲気の中で「見参」は行われたが、武士のなかには文字を書けない者もいた。

「見参」という語は、平安時代には単に目上の者に会う（見）ために訪ねる（参）ことを意味し、やや厳粛な行為であったが<sup>(3)</sup>、鎌倉時代初期に頼朝が封建幕府の頂点に立つと、頼朝の配下となり、受け入れられた（見参した）武士を、儀礼に則って、「非御家人」（鎌倉武士でない単なる武士）から「御家人」に変換する意味に転じた。鎌倉幕府という最初の封建体制の下、「見参」という語は、武士にとって「鎌倉殿」にお目にかかること、さらにその屋敷でその命令にしたがって会うことを意味するようになった。呼び出されたらすぐに参上しなければならなかった。主君またはその代理人と対面することで、見参に来た武士をいかに遇すべきか、なにをこの武士に求めることができるかが決まった。また「見参」への返礼として、馬や剣などの贈り物を受け取らないで主君の屋敷を退出することもなかった。鎌倉時代にはなにごとにも口頭で進められ、書面にすると考えることがすでに不信を意味し、家臣の主君に対する信頼も書面にすることは差し控えられた。朝廷では、大声で口頭で与えられた「仰せ」が重要で、この意思を記録する書面は二義的であったことを想起させる<sup>(4)</sup>。

国内に戦乱が続いた時代には同じ陣営に属する君臣（seigneurs et vassaux）の関係は緊密になり、家臣の「見参」は必要とされず、遠い都にある弱体化した足利将軍ではなく、支配力がある「守護」や地方領主に対して行われるようになった。しかし徳川時代に入って平和の世が戻るとまた、「見参」が求められた。17 世紀、18 世紀の徳川時代に君臣の関係が回復し、鎌倉時代のように家臣が見参し、主君が刀などを贈ってこれに応えることが頻繁になった。

(3) 原注：また「入内」も当初、朝廷への儀礼的な訪問に使われ、その後、皇后の内裏への参入に限って使われるようになった。

(4) 原注：Age de Kamakura, Sources (1150-1333), III, Archives: Chartes Japonaises (Monjo), 153 頁以下参照。

君臣は、婚姻の儀礼のように、象徴的に「酒」盃を交わした。この場合、その証しとして来世まで見越した「主従三世の固め」を交わすこともあった。

② < serment de fidélité > (忠誠の誓い)

神かけて忠誠 (loyauté) を誓うという姿勢は、組織的な宗教が支配する国の封建社会に見られる一般的な特徴である。キリスト教は古代の異教の象徴的行為にも宗教的な刻印を押しつけてこれを取り込んできたが、仏教圏ではこうした異教的要素を取り込むようなことは見られない。< serment > (誓い) は日本では一般に「起請文」(きしょうもん)<sup>(5)</sup> という書面の約束の形式をとり、10世紀の文書に見られた。この文書は一般に、仏の慈悲に背こうとしている者を威嚇し、仏教寺院の規則を守ることを目的とした。この威嚇文言は、10世紀に天皇の宣旨に記されるようになり、実際には、寺院荘園または公家荘園の役人に、職務の遂行について書面での誓いを求めることから始まった。鎌倉幕府も、とくに適正な裁判の遂行など、役人に同様の誓約を求めた。また地方武士は従来の役人に近く、幕府の役人として誓約を求めたとしても不思議ではない。「八幡」や地方の伝統的な宗教思想を継承した武家の守護神などを前にして、誓約することにとくに武士は敏感であった。平安時代には忘れられていたが、12世紀末に日本を襲った不幸(訳注：平安時代から源平の合戦を経て鎌倉時代の開始の意)の後の数世代には深遠な宗教的感覚が滲み付いていた。このため鎌倉時代には、「起請文」がきわめて重視された。政治的にも法的にも多くの領域で特徴的である。

13世紀の「起請文」がイギリスやフランスの< foi >と異なるのはその多用途性である。当時は「起請文」が実利的な目的のない、宗教的約束や祈願に用いられた。「起請文」という書面での約束はひろく普及した方法であり、イ

---

(5) 原注：拙著『鎌倉時代文書』で、「起請文」の宗教的性格を取り上げ(309-311頁)、封建・政治的性格(279-283頁)を扱っている。

ギリスやフランスの誓い (serment) のような典型的な中世のものとは異なり、またこの書面の約束は武士階層だけのものでもなかった。

次に、誓約 (serment) として書面化された約束には例外的な性格があり、封建的な君臣関係の形成や土地を巡る関係の形成の際に行うのではなく、不測の事態に備えて主君が行うものであった。誓約 (serment) を求められた家臣は、肅々と忠誠 (fidèle) を誓うか、虚偽の誓約をして立場を悪くするか、あるいは主君の期待から逃れるか、いずれかを選ばねばならず、それによってこの武士に対する主君の態度が決まった。書面での誓約は地位の低い武士が行うのではなく、将軍に対して書面によって忠誠 (fidélité) を誓うという重大な局面で行うものになり、それまでの慣習上の封建的なものとは対照的に、重大なそして感動的な場になった。

14 世紀、15 世紀に大きな変化があった。戦乱の時代に入ると、宗教的意識が失われたのである。あらたな封建社会では権力が分散し、この時代は「起請文」は通常の道具と化した。武家の主君にとって依然「起請文」は特別なもので、また「起請文」の本来の宗教色はなくなり、純粋な契約に転じた。この誓約は従来効果をまったく失い、家臣は頻繁に違背するようになり、このためになんども「起請文」が更新されることになった。また誓約は相互的にもなった。つまり主君が保護を約束し、家臣が忠誠を約するというのである。このやり方が利用されたのは 16 世紀中期の戦乱の時代がピークで、書面の誓約には花押の署名があり、指で血判をした<sup>(6)</sup>。

関ヶ原の戦いに勝利した後、1601 年に徳川家康は家臣に忠誠 (fidélité) と服従 (obéissance) の誓約に署名するように求め、1611 年 3 月 24 日 (慶長 16 年 4 月 12 日) には西国の「大名」に、また 1612 年 2 月 6 日 (慶長 17 年 1 月 5 日) には東国の「大名」にこれを更新させた。最初の徳川幕府に対する忠

---

(6) 原注: *Age de Kamakura, Sources (1150-1333)*, III, Archives: Chartes Japonaises (Monjo), 128-129 頁。

義 (allégeance) の誓約で「大名」は、右大将頼朝以来の規範とともに新幕府の規範を守ることを書面で約した<sup>(7)</sup>。この誓約は、その後も将軍が変わるたびに、また大名が変わるたびに更新され、その文言はその都度、多少変わった。徳川の将軍の不信の証拠がこうした特別な場合を除くと、日本では忠誠の誓約 (serment de la fidélité) は、主君・家臣関係で一般的でもなく、重要でもあったこともない。

### ③ < investiture > (授与)

家臣が初めて授与された封土を占有する場合も、特段の儀式はなかったようである。これは、イギリスやフランスでは占有 (possession) の問題が権力をめぐる争いを内包しており、最終的に各人の主張と感情を宥める妥協に落ち着いたという重要な事実に関係する。イギリスとフランスでは教会と世俗権力の争いという問題があり、また領主による「セジーンヌ」を巡って紛争が起き、さらに < danses macabres > (死の舞踏) の時代でもあり、領主の占有を防ぐために < le mort saisissant le vif > (被相続人の死による生存者の相続) が考えられた。日本には、こういった複雑な占有理論や大論争もなかった。13世紀の武士は庶民の出であり、象徴的な儀礼はその趣味に合わず、その代わり馬や武器、武具などの目に見える贈物、手で触れることのできる報酬に敏感であった。この贈物は、封土の引き渡し以上に儀礼的でもあった。

日本では書面は最上位に位置づけられ、家臣の忠誠の保証の見返りは、封建権力が封建的財産に有する権利を確認する書状、つまり「安堵状」(あんどじょう)<sup>(8)</sup> となった。これは一種の < charte > (特許状) であり、家臣が交替する都度、更新され、家臣は忠誠 (loyauté et fidélité) を認められた。「安堵

---

(7) 原注：1611年と1612年の誓約は、1615年(慶長20年)に公布される武家諸法度13か条の基礎であり、大名の義務を明らかにした。

(8) 原注：Age de Kamakura, Sources (1150-1333), III, Archives: Chartes Japonaises (Monjo), 238-239頁。

状」を求める者は、請求にあたってその資格を証するものを付け、ときには封土を列挙した一覽文書を添えた。この書類は特別の事務所である「奉行所」で点検され、その後、「安堵状」が交付された。「安堵状」は単に「安堵外題」(あんどげだい)と呼ばれる請求文書の欄外に押印する場合もあった。争いがあれば、武家裁判所が裁断し、「下知状」(げちじょう、げちじょう)で認められれば、安堵に等しいものとされた。

#### ④ < service de garde > (警護番)

武士の奉仕のうち、主君が課す警備義務は特別なものである。

1) 平安時代の「大番役」(おおばんやく)の務めは、都にある多くの門を警備することであった。それまでの都の奈良と同じく京都は中国に倣った条里制を採用したが、高い街壁ではなく、飛び越えられるような柵で囲まれ、出入りには防備された木の門を通り、地域ごとにまた門があった。洛中には主な門として「大内裏」の正方形の囲い門があり、その内側に、内裏の第二の囲いの門があった。

都の門の警備は、とくに地方の武士集団である「大番衆」(おおばんしゅう)が行い、「大番」にしたがって、輪番で続けて3年間奉仕した。この集団を「番頭」が指揮し、その最高位は朝廷の軍事役人であるが、時代が下ると、12世紀末に単なる名誉職と化した。

頼朝がまず行ったことの一つは、都の警備を「御家人」(地頭になりうる者)にさせたことで、御家人に配分された「知行」という封建制度上の利益を対価とした。京都「守護」は御家人の定期的な上洛を監視した。この奉仕は武家の間では人気がなく、頼朝は3年の任期を6か月に短縮し、さらにまた3か月に短縮した。1248年には23の警備集団があり、吾妻鑑にはその統率者の名が記されている。

1221年の承久の乱の後、北条一族は將軍職ではなく、「探題」という手段で京都の警備を厳格に担当した。これには北条一族の二人が派遣され(訳注:

北条泰時・北条時房のふたり)、北と南に二つ設けられた「両六波羅」に居住した。この邸から探題は、1333年の鎌倉政権の瓦解に至るまで朝廷を監視したのである。後醍醐天皇は、短い在位期間中の1335年3月26日(建武2年3月1日)の宣旨<sup>(9)</sup>で、御家人に対して「大番役」として都からの距離に応じて10町(13.90ha)から30町(41.70ha)の土地の警備を命じることに努めた。足利將軍らは上洛すると、権力を有した間は警備を直接、自ら管理したが、「応仁の乱」(1467-1477年)という戦乱の時代には完全に分解した。

2) さらに武士は輪番で、將軍の邸宅の歩哨として「大床」(おおゆか)の役を務めた。この役務期間は1か月とされ、まず鎌倉で將軍と北条一族の執権の下で行われ、14世紀には京都の足利將軍の下、そして17世紀には徳川將軍下では東国の江戸で行われた。

3) 関東から遠く離れた九州では、特別の対応を要した。九州の「地頭・御家人」は輪番で九州の一定の地方の警備に当たり、当初この期間は1か月から4か月であったが、その後1年に延長された。「異国警固番役」(いこくけいごばんやく)(外国からの攻撃に対する防衛警備)には、京都での大番役が免除された。九州の「御家人」は国を捨て、鎌倉や京都に上ろうとしたので、蒙古の脅威が現実化し始めたときに移動を禁じられた。また口実を与えないように幕府は特別に派遣した「御使」(おんつかい)に軍事・裁判権を授け、さらにこれでは不十分として、「守護」四人で構成する「鎮西談議所」(ちんぜいだんぎしょ)に権限を与えた。最終的に1274年と1281年の蒙古の侵入を退け、幕府はこの談議所を「鎮西探題」という高官に代え、これが武家の統率と裁判に当たった。蒙古帝国の瓦解によって大陸からの侵略のおそれなくなると、14世紀後半に九州の警備は消滅した。

武士はさらに地方の街道の要所や国境に設けた「関」(Barrières)の警備を

---

(9) 原注：建武年間記は、大日本資料第6シリーズ2巻303-306頁、群書類聚454番19巻1941年版749-751頁に引用。



担当したが、これは中世には重要な役目を果たした。城砦 (châteaux) の警備はずっと後のことである。12 世紀、13 世紀の絵巻物に見られるように、日本の初期の「城」は起伏が多く、堀 (palissadées) をめぐらした土囊の塹壕 (retranchement) であった。東北の秋田でも將軍の鎌倉でも、これ以外の形態の城はなかった。城が重要視されるのは、14 世紀後半のことで、南北朝の対立により長期の攻略にも耐えうる城砦にこもる必要が生じたからである。日本の城が現在知られ形になったのは 1542 年以降である<sup>(10)</sup>。当時、日本にもたらされたスペイン・ポルトガルの城砦建築の影響を受けたことは間違いないが、日本にはまだ銃器が少ないという事情に合うようにした。結果として凸角堡 (redans)、角面堡 (redoutes) のある城の基礎構造は外国の影響を示しているが、銃器の攻撃のおそれの少ない上部は、伝統的な木材建築とされた。多くの「大名」の城の警備は輪番で家臣があたった。イギリスでも同様に、騎士が輪番で城を警備した。日本の家臣は、一定期間、主君の邸の近くに居住する義務を負い、ときには城砦のなかに常駐した。時代によって、城内に家族や何人かの家来とともに城砦のなかで生活し、当初は、これら家族や家来は城内の警備に当たったであろうが、やがて家臣の忠誠の担保となったようである。このように封建主君が家臣を監視することは、13 世紀以降、鎌倉で行われ、戦乱の時代に忘れられたが、徳川時代になって他の多くの伝統同様に復活した。

#### ⑤ < obligation militaire > (軍役)

家臣は、主君からの「軍役」(aide militaire) の命令に一所懸命に応える必要があった。戦闘にはこれが主君への恩 (gratitude) を示し、さらには敵か

---

(10) 原注：F. Guillaïn, Châteaux forts japonais, *Bulletin de la Maison Franco-Japonais*, 13 卷 (1942 年) 1 号 216 頁を参照。具体的証拠や航空写真によって 1542 年以前に日本にこの種の建築物が存在した証拠が出れば、この見解を変更することになるが、それまでは変更できない。

らも敬意を払われた。これは重要で、前もってどこまですべきか明確に、かつ統一的に軍役を明示はできず、また誓約の性格にそぐわないからである。

ただし鎌倉時代の軍役は、後世よりも厳密に規律されていたようである。將軍またはこれに代わる「執権」が地方の「守護」に「地頭」や「御家人」の動員を命じる場合、守護は命じられた場所に「郎党」とともに可及的速やかに参上しなければならなかった。「御家人」はその際、「着到状」(ちゃくとうじょう)<sup>(11)</sup>をみずから示し、または部下に提示させ、役人が裏書きした。

月 日、某所 何某到来

馳せ参上せしむ所に候

奉行何某 承りをはんぬ (花押)

戦いが終わると、勲功のあった家臣は、これを書面にさせ、必要があれば自ら書き、その一団の頭に確認させた。たとえば何月何日の戦いで、だれそのの指揮の下、武勇を発揮し、あるいは敵方のだれそれを倒し、また先陣を切って渡渉し、敵陣に入り、武運を決する手柄を立てたなどである。こうした「軍中状」(ぐんちゅうじょう)<sup>(12)</sup>はときには長文になるが、次の例がある。

彼の地の御家人何某の勲功につき

勲功の内容

その他

上記の事実につきお確かめいただき、将来の証拠とすべく、ご承認賜わりたし  
上官にもご報告願いたし

敬具 月 日

奉行に提示

奉行何某 承りをはんぬ 花押 (monogramme)

---

(11) 原注：Age de Kamakura, Sources (1150-1333), III, Archives: Chartes Japonaises (Monjo), 247、252頁参照。

(12) 原注：勝峰月溪『古文書学概論』1930年404-405頁。

武士はこの後、勲功に見合った報奨を鎌倉幕府に求めたから、この証拠は武士にとっては貴重であった。

武士団がどこまで動員を要するかについて規定はなかった。大陸からの侵略の脅威から西国沿岸を警備する義務や都の朝廷を警備する義務は、奈良時代と平安時代を通じて、武士に辛く長い旅を強い、これが常態化したことは万葉集にも見られる<sup>(13)</sup>。13 世紀後半、蒙古の襲来の危機を前に、九州一円の武士は第一線に立ったが、東国の武士もこれに加わり、箱崎の防塁の警備に立った。14 世紀と 15 世紀の内戦 (guerres civiles) の時代、軍事行為は家臣の住居に隣接した地域を越えることはまれであったが、16 世紀に遠征の範囲が広がり、16 世紀末、朝鮮出兵の際には海のかなたの大陸にも家臣は奉仕として出征した。

武装条件は時代によって大きく異なり、戦乱の時代の末にようやく固まってきた。16 世紀末の朝鮮出兵の際は、1 町 (1.09ha) 以上の土地を持つ者は全員、武士ひとりとその家来に武装させ、30 日分またはそれ以上の食料を与えることを要した。ただこれには例外があって、1 町は農民一家族がようやく生活できる程度にすぎず、この食料では兵 (homme de guerre) を集めるのは不十分なので、正規の兵の分にすぎないであろう。

徳川一族が支配した日本の平和な時代に、軍事的義務は、単に江戸にいるという義務、また地方で将軍に奉仕する義務に変形した。とくに「大名」の場合、将軍の求めに応じて、兵士と武具を提供する「軍役」義務を負い、この《servitium debitum》(軍役) の中身はあらかじめ決められていた。たとえば年 10 万石 (180,400 ヘクトリットル = hl) の所領を有すれば、「陪臣」(vassaux) から 30 人の兵士 (侍) (cavaliers) を供さねばならなかった。

---

(13) 原注: Yves Cossard, *Le Manyôshû, Miroir du Japon: Soldat qui chantent, Les Sekl mori no Uta* (Monumenta Nipponica, 6 巻, 1943 年 314-329 頁)。

⑥ < service de conseil > (助言義務)

家臣 (vassal) は当然にいつでもどこでも主君が言うことに背いてはならず、求められたら、躊躇せずに助言しなければならなかったが、公式にその役を命じられなければ、自ら進言することは必要ではなかった。助言義務は前もって決められたものではなかった。司法上の義務も同様で、家臣には他の同輩の家臣に対する裁判権はなく、イギリスやフランスのような封建時代の < Cour féodale de pairs > (宮廷同輩裁判) の義務はなかった。

家臣は、主君が裁判職に任じた者の裁判権に服した。家臣は主君が命じれば、統治、治安と裁判の役を果たさなければならなかったが、この場合、家臣としてではなく、専門の裁判官として行った。この規範は封建時代当初からのようである。1185年に頼朝が将軍に即位し、1191年に朝廷から与えられた右大将という資格で鎌倉に幕府を開いたとき、上流貴族の邸内を模した。上級貴族の場合、普通「政所」(家政機関)と「侍所」(軍事組織)を持ち、複数の「別当」が指揮した<sup>(14)</sup>。本来、伝統的であった組織が特別に重要になったのは、鎌倉における頼朝の政治的権力ゆえである。幕府機関のうち裁判事件を扱う「問注所」(もんちゅうじょ)では裁判をする「奉行」(裁判官)はほとんどの場合、裁判職にあった家系から選ばれた。一方、同等の地位にある互いに独立した武士の間の紛争を裁く「侍所」では、ほとんどの場合、裁判官は「武士」(guerriers)の中から選ばれた。これも専門の裁判官であって、書面の手続により、武家の規律にしたがって主君のために裁いた。この原則は日本の初期の封建社会で形成され、その後の封建社会でも守られた。「地頭」による裁判など下位の裁判でも、武士階層の考え方が支配した。

---

(14) 原注：この種のことは、1148年9月23日(久安4年8月9日)に従三位を受けた藤原多子(1140年-1202年)が邸内に設けている。この場合には、999年3月1日(長保元年2月11日)に三位を得た娘藤原彰子(988年-1074年)のために父道長(966年-1028年)が行ったものを、多子の養父頼長(1120年-1156年)が詳細にわたって做ったと言われている。

## ⑦ &lt; aide financière &gt; (財政支援)

日本の封建社会は、特定の経済基盤の上に形成されたものではない。このため家臣 (vassal) の主君 (seigneur) に対する資金的な義務は、規範には明示されず、その限度も決まっていなかった。ときに主君の財産と家臣の財産は一体 (solidaire) であったと思うかもしれないが、そうではなかった。たしかに主君が権力を失うと、家臣も没落するのが一般的で、窮迫した主君に忠誠を尽くす家臣の例が多かった。人的関係がきわめて強かったのである。普段、主君が家臣に期待しうる通常の義務に加えて、例外的には、家臣が主君の歓心を買うために、あるいは単に高貴な行為 (beauté du geste) として主君への務めを果たしたのである。軍事的な組織が封建社会の基礎である限り、こうした封建的な君臣の関係は続けられた。期待以上の奉仕をささげた場合でも、家臣はその見返りを主君に要求することはなかった。1219 年の將軍源実朝の暗殺の後に、100 人以上の御家人が僧門に入ったのもこのためである。

## ⑧ 家臣の奉仕過怠の制裁

鎌倉時代には主君に対する義務を過怠した武士は、罰として封土を没収され、主君はその役を免じ、面会を禁じることもあった。家臣は末代までの忠誠も約束した<sup>(15)</sup>。戦乱の時代は、この制裁は弱まり、罰を逃れるため家臣が移動することも見られた。16 世紀末に「大名」が権力を掌握すると、封建社会の階層化が進み、制裁がまた厳格化した。

要するに、日本の封建体制は、御恩と奉公 (Faveur et Services) の規範の上に立っており、封建的性格のある契約的約束の相互性に立つものではなかった。上記に列挙した奉仕は家臣の義務というより軍事または民事上の義務、あるいはただの臣民 (sujet) の義務のようである。イギリスやフランスで < Ministeriales > (高職不自由人)、< Tenants en sergenterie > (役士保持人)

---

(15) 原注：Kan'ichi Asakawa, *The Documents of Iriki*, p. 155.

が同様の性格であったが、これは早く消滅し、土地をめぐる関係はなく、日本に見られない奉仕の性格が明瞭であった。

#### (5) 結論

以上が日本の封建制の特徴である。このほかにも挙げることができるが、イギリスやフランスと比較が可能なものに限った。日本の封建制は以下の点でイギリス、フランスの封建制に類似する。

- ・ 荘園体制の遺構の上に構築された
- ・ 軍事的性格とそれ以外の義務的奉仕
- ・ ≪ *bénéfice* ≫ (恩恵) と「恩給」(*faveur*) の類似
- ・ 「セージュヌ」と「知行」の類似
- ・ 長子優先、男子優先、家系優先などの封建的私法規定  
しかし以下の点で異なる。
- ・ 君臣の関係は物的関係ではなく、もっぱら人的関係である
- ・ 封建的な契約がない
- ・ 長いあいだ、封建的階層秩序がなかった
- ・ 封建的な階層は国の統率者まで達しなかった

法的にはこうした相違は重要で、メイトランドのような良心的学者は日本の封建制の存在を否定することになったのである。たしかに巨大な甲虫のように武装したイギリスやフランスの騎士 (*chevaliers*) を見ると日本のそれに似ているようにも見える。しかし東洋と西洋という隔絶した場所に、いずれも足元から頭の前まで武装した封建時代の軍人を生じさせた社会構造自体を分析すると、極端ともいえるほど異なる事情があったことも分かる。現実にはないのに無理に同一性をこじつけて、日本の制度をイギリスやフランスの用語で説明したのでは、大雑把な意味しか与えず、ときにまったくの誤解を招きかねない。

いずれにしても 12 世紀末という時代、フランス、イギリスと日本という隔

絶した世界に、興味深い類似が見られたことは確かである。イギリスでは 1066 年のウィリアム王によるノルマン・コンクエストの軍事中央集権体制は、数十年の混乱を経た後、ヘンリー 2 世 (1133-1189 年、在位：1154-1189 年) が完全に再構築した。ノルマン起源の《Connétable》(司令官職)の基盤の上に整然と組織された、5 騎からなる《Tenants en chef》(領臣)の騎士はバイユーのタピスリーに見られるとおりであり、その《Service》(奉公)は活性化され、改善され、登録され、1166 年の《Chartes》(憲章)に至った。このときイギリス封建制は頂点に達した。この時期、フランスでも脆弱で信心深いルイ 7 世 (1120-1180 年、在位：1137-1179 年)の下で、封建社会の規律が失われたが、フィリップ・オーギュスト (フィリップ 2 世、1165-1223 年、在位：1180-1223 年)の優れた長期政権によりやっとカペー朝君主の権力が樹立されたのである。フランスは、イギリスほど封建的中央集権体制が整備されなかったが、それでもフランス一般の性格にあった規範が設けられた。この封建体制がピエール・ド・フォンテーヌ (Pierre de Fontaine、13 世紀法学者)やフィリップ・ド・ボーマノワール (Philippe de Beaumanoir、1250-1296 年)などの慣習法の著作に見られるとおりで、もっとも思慮深い 13 世紀の良識を示している。

源頼朝は、日本という遠隔の地に現れた、ヘンリー 2 世、フィリップ・オーギュストの同時代人であり、1185 年ころ、武家体制の原則に立った驚異的な改革をなし遂げ、多くの面で封建体制を作り上げた人物である。この同時性は興味深く、いずれにせよ大陸の両極で生じた事件が合致し、思いがけないほど通い合っているのである。

### 3 三か国の農民階級

#### (1) 中世の社会階級

ひとは《classes sociales》(社会階級)という語の意味をあまり深く考えもせずによく知っていると考える。マルクス主義理論が《lutte de classes》(階

級闘争) という語を特別な政治的行動の意味で普及させ、この理論に賛成でなくても、社会が複数の階級に分化することは人為現象として望ましくはなく、階級を廃止し、階級闘争を無くし、人類の友愛の夢を実現すべきであるという考えを抱くに至っている。

友愛と平等は積年の夢であり、宗教や哲学はその実現を追求していることをとやかく言う気はないが、階級を消滅させるというのは夢物語にすぎず、人類が存在する限り、社会組織を構成し、国の骨格を作るためには、人間を分類しなければならない。人間を分類するとは、分業と各人がその必要性にしたがって専門化することによって生産性を高めるために、秩序、方法と規律を設けることである。分類を一掃することは、かえって無秩序や混乱を招き、指導者のいない羊の群のような混雑を惹き起こし、不均衡な人間社会を招く結果となろう。国家は、社会組織なしに存続できず、社会組織は可視的であっても、不可視的であっても、基本であり、改善の余地はあるが、人体を支えるために骨格が必要であるのと同じように、社会にとって不可欠である。上から階級を組織せずとも、自然に組織される。階級のない国家はなく、階級の一掃を目指す革命もそれを變形させるだけである。従来存在した階級が消滅することは認識しやすい可視的現象であるが、消滅したように見えて、あらたな階級が誕生しただけ、社会権力が移動しただけである。国家における階級の数や構造、人的構成、社会の階層、特定階級の優位と政治的権力を革命が変え、国家統治権力を変えることがあっても、人間を階級に分けるのはひとの自由であるから、階級に分けるという本質が消え去ることはない。これを否定するのは単なる言葉の遊び、あるいは悪意というべきである。制度史学者は、マルクス主義理論が主張されている場所にも、官僚階級、軍人階級、農民階級、労働者階級などの階級の存在を確認し、革命前の階級とは異なるとしても、国家の社会組織はこれら階級の下で形成され、そのなかで有力者が若干の特権を得るに過ぎないと言うであろう。



① 国家の社会階級

《classes sociales》(社会階級)は単に組織化された社会を構成する人間集団を意味し、法律学というより社会学的な概念であって、厳密さを欠くが、自然発生的な集団を観察する場合には、客観的に分類すると言っても、結局は個人の視点から分類するしかなく、厳密にすることはできない。ではこうした集団を形成し決定するものはなにか。

○ 社会階級と職業

ひとが集団を形成する場合、居場所と人種に、労働ということが加わるのは普遍的な法則というべきである。ひとはその役目にしたがって社会規範に基づいて生活しており、そこから外れることはできない。多くの者が均しく一つの方向に進み、年を取るにつれて逆方向には向かうことがつらくなる。ひとが土を耕し、金属を加工し、聖職者になる一方で、武器を取る者になり、軍船を指揮することができないことは見えたる道理である。従事した職業、また成功するために努力し専門化した職業がそのひとを形成していく。階級の形成と職業が無縁ではないのであれば、過去以上に現代は、職業が階級の分類の基礎になっている。現実には農民、職人、商人、賤業などの職業と社会階級が一致したのは遠い過去のことである。社会の発展とともに職業は多様化し、職業に携わる者は職務上、より大きな社会階級に結びつき、多くの者が同様の状況に置かれるようになっていく。こうした階級への所属は、本人が自由に選んだ結果ではなく、社会の見方やだれかの意見に基づいて行われる。また農民は社会階級を形成しているが、法学者や医師は社会階級を形成するものではない。

○ 社会階級の経済的性格

共通の利益の存在は、集団の形成の要素である。同じ社会階級に属する者は、国家経済において類似した役割を担うことが多く、義務や利益を共有することになる。力づくで成功を得ることがあっても、社会階級が経済的な階層と一致するのはいつの時代に当てはまる真実である。社会と経済はいつの

時代にも分かつことはできない。

### ○ 社会階級と公的権利

原始的な部族社会の状態を脱して文明の段階に入ると、人間関係を明確にするために分類を試みる者が出てくる。エジプト、バビロン、中国といった古代文明がその例で、当時の人びとも歴史家も、社会・政治体制を理解するために便利なので、民衆を分類した。階級が慣習的な組織や書面化された国の基本的な構図のなかで一定の場所を与えられると、これが公的な性格を帯びる。階級ごとに厳密に制限された一定の権利と義務が与えられる。社会学的分類は主観的で漠然としていることが多いが、個々の条件を拒否権または特権と解釈して、成文規範によって規定された法的状態と解すればより明確である。

現代の公法の分野では、法的要件として階級を明記することはないが、規定がないから、国家には階級がなくなったと考えたら誤りである。公法の規定の上だけで、別の観点から定められており、現実と法律が合致していないだけである。フランスの貴族階級は1789年8月4日の夜に、法律上の特権を失い、革命下、フランスでは階級が廃絶されたと信じられたが、現実には名ばかりの平等であって、フランスの成文憲法および公法上、法律上の差別廃止は単なる幻想、さらに言えば一種の法的欺瞞にすぎなかった。ビクトル・ユーゴーは「20世紀になれば富裕層も18世紀の貴族のようになるだろう」と記した。ここに社会学の存在意義がある。フランスにブルジョア階級、農民階級、商人階級、労働者階級があることを否定する者はなく、フランスの国内・国際政治においても、また私法においても一定の役割を果たす階級がある。しかしこれらの階級は法律上認められた存在ではなく、法律上の概念でもない。法律にないことから、各階級は他の階級を犠牲にして、地位を上げようとし、このために政治権力に手を伸ばそうとするので、政治的な階級対立が先鋭化する。公法が階級について明確に定義せず、対象から除いてきたので、ある階級が声高に要求したときに他の階級がこれを要求しないと、

前者が後者を支配するようになり、こうした擬制は税法上の特権ではよく知られたことである。こうした社会的不安定は19世紀の特徴、20世紀前半の特徴であるが、アンシアン・レジームでは、階級が安定していたので、失敗はあったが、こうした例は見られなかった。

現代の社会主義国家では国民全員が公務員 (fonctionnaire) であるから階級は存在しないと言われることがある。一国の国民全員が「公務員」であるとき、公務員という語は国家統治の運営担当者という制度的意味を失い、単に国家が臣民 (sujets) を統治し、義務を課し、権利を与えることを意味するだけで、結果として国家を分裂させる自由主義思想を覆い隠している。公務員という語の意味の背後には、社会主義国家における《sujet》(臣民) という理念が根強く残っている。ローマ帝国後期や中央集権的、階級的、組織的封建国家では各人にそれぞれ一定の職が与えられ、各人がそれに伴う権利義務を有したから、全員が公務員であったのである。

#### ○ 社会階級と政治階級

古代文明の社会では優劣を示すため人間を分類した。最高位の階級は一般に国家の指導者であり、神政政治、貴族政治、君主政治の指導者であった。つまりすべての階級が国家の統治者になれないという原理に則って、階級が形成されたのであり、ある程度の文明社会ではどこでもこれが妥当する。政治階級が社会階級に対応する。数世紀にわたって中世においても、あるいは近代になるまで、国家の統治ということは、たとえばイギリス、フランスではその責任に比して報酬が見合わなかったので、限定的で、可能性の上でも限られ、うらやむような仕事ではなかった。静穏と社会的安定が続いた中世には、聖職者は祈り、騎士は戦い、第三身分は労働に精を出し、それぞれその生活を送り、統治者になろうとはしなかった。ただ自分に課せられた役目を果たしただけである。14世紀、「意地悪くも」(malicieusement)、チッピング・ノートン (Chipping Norton) という寒村にイギリス議会が代表二人を派遣するよう命じたことにこの村が抵抗したこと、だれもこの派遣を望まなかった

ことを思い出すまでもない。貴族 (Barons anglais) さえ、議会での任務を務めることをいやがり、そこにうまみがあると気づいたのは 14 世紀末のことである。議会制は統治機能の責任の一端をにやう。議会を通して、それまで政治に縁遠かった階級も、多くは子供騙しではあったが、統治の仕事に携わることができるようになった。これらの階級は、統治がただの技術的な仕事ではないと知り、特定の階級が全統治権を手にして利益を得るため、自分の階級を国内を支配するための《politique de classe》(階級政策)をとりとうとした。これは階級において必要とされる均衡と安定に真向から対立するようである。現在、集団化 (la voie corporative) という手段が違う方向へ導くかもしれないが、昔年の政治的には平等という議会主義はこれからも長く信奉者を得つづけよう。

ある階級が政治に参入する場合に、あたらしい階級に協力を求めるとすると、形式はともかく、この階級の支持を得なければ始まらない。中世の税制から近代の税制へ変化した 13 世紀末、イギリスでは議会、フランスでは三部会、スペインでは《Cortès》(議会)に諮る必要が生じ、階級の支持を取り付けることになった。政治の舞台に登場すれば、それ相応の対価がある。20 世紀前半の欧州の第一次大戦で血を流した農民に歴史の知識があったなら、武器を持つように声がかからなかったことを残念には感じなかったであろう。

## ② 階級の機能

以上で社会学的視点から、国家における階級とはなにか、公法または政治行動は階級をどう定義しているか、上層部の権力や底辺の下層から誕生した権力がどのように支配するか、という点を見た。次にどのようにして階級は法規範のなかに規定されるか見ることにしよう。義務と権利または義務と特権が認められ、課せられ、これは互いに見合う。積極と消極、能動と受動、動的と静的という分類も可能である。例を挙げてみよう。

・農耕や戦闘など特定の務めを果たす。たとえば貴族には商業が禁止され、不自由農民に武装が禁じられるなど、一定の階級には一定の命令的な義務が負わされる。

・〈 serf 〉(不自由農奴)は耕作地に縛られ、他の階級は移動の自由を有するなど、一定の階級にはその運命の変更が絶対的に禁止される。これを認めると、田園地帯からの大量の脱走が起きる。

・平民には〈 impôt 〉(税)や〈 redevances 〉(納付金)の支払いと賦役が課されるなど、一定の階級は義務を負い、アンシアン・レジームのフランス貴族などのその他の階級は人頭税や賦役などを免除される。

・上記の特権の見合いとして、戦闘を免れる階級がある一方で、一定の階級は戦闘の義務を負う。戦闘は貴族の仕事である。

・イギリスの〈 francs tenant 〉(自由民)のように、一定の階級は保安、裁判、地域行政の義務を負い、他の階級はこの義務を負わない。イギリスの〈 vilains-serfs 〉(不自由農民)などの階級にはこの負担がない。

・特定の階級が他の階級を支配することがある。13世紀の日本には「良民」と「賤民」があった。特定の階級は他の階級に対して政治権力を有し、国政、政府や議會を動かす。この階級の統治下にある他の階級は、政治的に劣位に置かれて働かなければならない。

・特定の階級は、その社会的役割ゆえ、恩恵 (bénéfices)、年金 (pensions)、有償の閑職 (sinécures)、手当て (allocation) など特権を受ける。他の階級はこうした特権を受けず、特権階級の伝統も守らずにすみ、特権階級のようなまねをせずにすむ。

さらに事例を挙げ詳細に述べることもできるが、いくつかを挙げるにとどめよう。上記の両極端の対照的な地位には社会により濃淡の違いがあり、またある社会に見られる現象が他の社会でも見られるとは限らない。それぞれ上記の極端な対照のどこかに位置する。社会的には、労働力の多寡、都市と農村の貧富状態、近隣との対立関係などの要素によって階級を分類される。

均衡に達しなければ、強制がなければ階級は続かない。一般に階級を不安定にし、長い目で崩壊するのは、過度の利益享受や義務の不履行によるのであって、これは宮廷貴族階級にも労働者階級にも妥当する。したがって強制に対して一般の不満があれば社会階級が長期の安定した均衡を得ることは難しい。

階級に関する社会学的分析に拘泥せず、フランス、イギリスと日本の中世における法的状況を概観することにする。すべての階級を検討することはできないので、三か国の中世の事情には貴族と農民が重要であるから、これらに集中することにしよう。

(訳注：このあと本書は、イギリスの貴族、日本の貴族・武士階層について論述している)

## (2) 農民階級 (classe paysanne)

イギリス、フランスと日本の上流貴族 (noblesses) の対極には、三か国で類似した農民階級 (paysanneries) が存在し、各国の生活の基盤となった。こうした地方に住む住民 (population des campagnes) を説明する場合には、社会的な視点と法的な視点を区別することを要する。

### ① 社会階級と法的地位

1) 社会的にいえば、農民階級 (classe paysanne) には農業という仕事の性格上の制約があった。農民階級は土地に結びつけられ、他人に頼らざるを得ない仕事をしており、これがいつの時代でも、進歩によって変化することがあっても、農民の性格を形成する。農作業では一年中その場所にいななければならない、それだけでなく、働けば働くほど自然に親しみがわくもので、年がら年中作業が続き、産物を手に入れるため農作業を他人任せにはできないから、農民は耕地に執着することになる。農民からこうした自然な感情を奪ってはならない。農地からの収穫が羨望を生むこと、自分を守れない農民が他人に

頼ること、農作業を平穩に済ませるために報酬を払うこと、これらはまた別のことである。どこの国でも農民の暮らしには魅力もあれば失望もあり、辛い仕事にも見返りはあり、農民暮らしをしたことのない者に理解できないこともある。富裕な者が農民の苦勞やつつましい生活を哀れむのは偏見というべきで、その一方、いったん戦時には農民でない者は、農民は農地からの収穫で飢餓を免れることができるといい、税も逃れられるとあってうらやむのも偏見である。どこの国でも農民を見る目には時代を通じて共通性があり、時代が変わっても形が変わっても、いつも同じような反応を示すことには驚かされる。食習慣によってまたその地方が豊穡であれば、農業は多かれ少なかれ国では名誉な職とされるが、社会的偏見は思いのほか根強く、農民階級の法的地位はこうした感覚を映している。農民への見方がそれに運をもたらすこともあるが、上流階級は農民の収穫と作業時間をいろいろな名目を付けて要求し、農民に十分な作物を残さないようにし、私的、公的あるいは戦時の奉仕を要求して、農作業を妨げている。

さらに農村の住民 (*habitants des campagnes*) は法的地位とは無縁な不幸にもさらされる。戦乱や無秩序は農作業を不可能にし、自然災害、洪水、家畜病、収穫不良が毎年続けば、飢饉や最悪の悲惨を招くことになる。こうした場合、農民の不幸はその国の他の階級も共有し、農村への同情は、人間には避けられずに繰り返される不幸を思い起こさせる。

2) 農民の法的地位は、ある国の農民が社会的に安逸に見えるか、悲惨か、幸福か、不幸に見えるかという問題とはまったく別問題である。一見しただけでは、なぜ農民に特別な法的地位が与えられ、農作業 (*agriculture*) が他の労働と異なる地位を与えるのかわからない。実際のところ、権力者が土地耕作の農民に関心を持つのは、それが生存のための食料を依存するからに過ぎない。国家の基本的な需要に深刻な脅威がなくなると、いつの時代も、政治体制は農民にパンや米などの食料を供給し続けよと命じるのが当然と考えている。慣習や法律が農民に関心を持つのは、農民に義務を課すためであり、

土地とその身分に関する規定も、その時代にもっとも確かな方法で、国家の食料、とくに土地の耕作と無縁で、命令を出すだけの者が生活必需品を得ることを目的にしている。こうした制約下にある農民自身の自由への制約(entraves)は、これを必要とする理由がなくなってもずっと続き、この制約を廃止するより残す方が簡単であり、緊急の場合に備えて、不要なときも残しておくのである。土地への拘束(asservissement)、食料の確保という役目への隷属という農民の法的地位は、国によって異なり、民族の考え方によって異なるが、農民の地位や考え方が異なり、明確にしがたいからである。

## ② 比較法の視点からの≪ servage ≫ (農奴階級)

フランス語、またこれを導入したその他の言語は≪ servage ≫という語を安易に使い、その理解はまちまちで、この分野で多くの誤解を招いている。

1) 現在では一般に≪ servage ≫という語を、農民の多くを意味することばとして、または主人(patron)や親方(maitre)に服従する不運な者(le malheur)の意味で使うが、これは半可通の誤った用法、あるいは18世紀のイデオロギーが染みついたものというべきである。

少しでも歴史を知れば、古代に人間を獣のように扱い、物のように扱った≪ esclavage ≫(奴隷)がキリスト教思想の影響で、中世に入ってやや人間性を尊重するようになり、より穏便な≪ servage ≫と呼ぶ地位に代えられたことがわかる。こう理解すれば≪ servage ≫という語は、人間の靈魂や個人と家族に関するキリスト教倫理は他の地域にも同様に存在するものではないから、キリスト教ヨーロッパ社会以外に適用できないことになる。

2) 1936年に≪ servage ≫という語を研究の領域に取り入れたのはジャン・ボダン協会(La Société Jean Bodin)であるが<sup>(16)</sup>、同協会はこの語に付きまと

---

(16) 訳注：Le servage, Recueils de la Société Jean Bodin pour l'histoire comparative des institutions, 1936.



う曖昧さを指摘し、共通の現象を確認するため研究対象を数か国に広げ、この語を「自由のない農民の社会的、法的地位をいい、≪ esclavage ≫とは異なるもの」と定義した。多くの研究者は、土地の耕作に縛り付けられることを条件とした<sup>(17)</sup>。土地への拘束が宗教、軍事、貴族などの理由から耕作しない者の生活必需品を供給するためであっても、国によってその形態は異なった。

古代の東洋やギリシャには、征服民族に服従する民衆が存在し、征服民族は金の貢物、それがなければ収穫物の大半を供するように命じた。スパルタには≪ servage ≫の地位に貶められた者 (une autre réduite en servage) から食料を徴収する民がいた。しかし西洋に妥当する≪ servage ≫という語はスパルタには適用できず、これは≪ servitude ≫ (隷属) というべきであろう。

農民を土地に縛り付けること (attache du paysan) は、人手不足のために土地が耕作されないことを恐れ、その土地にいる農民が住み続け、農作業を続けるように命じるという中央集権国家の指示で生じたものである。農業労働力の不足にはこういう対策が取られる。周知のようにローマ帝国は3世紀の戦乱と無秩序の後、税の増収のために人々を世襲的に特定の職に結び付けるというディオクレティアヌス帝時代の国家社会主義に合ったこの手段をとった。この手段はその後大きな効果を生じ、貨幣が稀なこの時代に、多数の農民 (colons) がローマ帝国を養い、役人への現物支給を確保し、末代まで国家を養い (functio anonaria)、土地の税を支払い (functio tributaria)、耕作地を

---

(17) 原注：中世イギリス農民階級の一般的状況は、Frédéric-Marie-Denys-Georges Joüon des Longrais, *Le vilainage anglais et le servage réel et personnel; quelques remarques sur la période 1066-1485*, Recueil de la Société Jean Bodin, Tome II, *Le Servage*, Bruxelles, 1937, pp. 199-242を参照。フランスについては同号、M. P. Petot, *L'évolution du servage dans la France coutumière du XIe siècle*, pp. 155-164、極東については、H. Maspero, *Les régimes fonciers en Chine*, pp. 265-314; M.A. Gonthier, *Le servage dans l'Empire du Japon*, pp. 315-327を参照。イギリス、フランスの読者は日本について、TAKEKOSHI Yosaburo, *The economic aspects of the Hhistory of the civilisation of Japan*, Londres, 1930 (全三巻) とくに第1巻 48-63頁、第2巻 40-65頁、第3巻 125-142頁を参照。

離れることを許されなくなったのである。法的に世襲化し、行動の自由も失いが、これが≪ servage ≫という隷従である。しかしローマ学者も中世学者も一致して、後期ローマ帝国の農民 (colons) を≪ serf ≫とは呼ばず、農作業 (métier rural) の義務のほかには、農民 (colons) は≪ homme libre ≫ (自由民) であったと言われている。さらにこの古代の農民 (colons) の子孫はカロリング朝まで続いたが、長く信じられてきたことと違い、その後大部分は≪ serf ≫にはならなかった。農村の平民 (vilains des campagnes) というつましい住民になったのであり、その地位は明らかではないが、かならずしも≪ serf ≫ではなかった。並行してビザンチン帝国では6世紀にも農民 (paysans) を土地に縛り付けるローマの伝統を守ったが、農業労働力が潤沢になり、次世紀に廃した。

したがって後期ローマ帝国の農民 (colonat) は、多くの研究者に土地へ縛り付けたことは≪ servage ≫の特徴でないことを教える。要するに研究者は≪ servage ≫という語を農民 (paysan) が「一個人」 (personne privée) として依存する意味に限定しているのも、まだ強力であった国家による一般的強制の対象としての農民 (paysan) にこの語は妥当しない。

3) このように解すると、≪ servage ≫は、個人または正確には個人の土地に縛り付けられた農民 (paysan) を意味することになる。農民は強制され、末代まで束縛された経済的社会的地位に置かれ、現に住む場所の領地の付属物と化した (incorporé)。領地の主人や領主の裁判所に服してはいるが、自分からは訴えることはできず、領主がその利益のために賦役や年貢を増やすとその状況は悪化した。つまり≪ servage ≫か否かの判断の基準は農民に対する裁判権 (jurisdiction) であり、serf (農奴) とは領主の裁判権に完全に服するもので、この裁判ではかならずしも慣習法に準拠しなかったのである。こう見ると≪ servage ≫とは領主制の一部を構成し、領主の免責特権の通常の結果であり、これなしでは領主制はとにかく長続きできなかつた。このように当時の体制を解すると、権力の分裂にともないイギリス、フランスで領主・

荘園体制が出来上がると、農民はすべて《 *servage* 》の地位に置かれたことになる。これが《 *classe servile* 》(隷属階級)という単一の階層に融合された人々に対する大規模領地所有者の絶対的支配を《 *Seigneurie rurale* 》(農村領主制)と説明する考えである。この意味では《 *servage* 》という語を同様の領地または領主的時代を数世紀にわたって経験した近東、極東の国の農民にも広げることもできる。

ただし《 *servage* 》という広い意味のある語を使う場合、中世の制度史研究者、とくに法制史研究者を悩ませるのは、古文書に大領地の耕作者のなかに《 *serfs* 》とそうでない者がいることである。たとえばサン・ジェルマン・デ・プレ僧院は800年頃のイルミノン院長(Abbé Irminon, ? -826年)の時代に、千百人の《 *serf* 》と八千六百人の農民(*colons*)を数えたというが、これは口頭での身分の申告といった主観的關係よりも間違いはないであろう。イギリス、フランスについて領主に服従する農民(*paysans*)すべてを《 *servage* 》とするのは妥当ではないであろうが、だからといって日本にこの語を当ててはならない理由もない。

4) 次に《 *servage* 》の地位は、イギリス、フランスの農業経済の状況に特有かどうかを検討しなければならない。ローマ帝国が隆盛であったときに形成された地方の大領地(*grands domaines*)は、貨幣が存在せず、あるいは貨幣経済が衰退した時代にどう適応したのか分かっている。農民には自分と家族を養うことのできるだけの土地を割り当て、領主はこの土地の割当ての対価として、農民には週2、3日の労働義務を課したが、これは貨幣がない時代の最良の解決策であった。こうした体制で、領主は地代(*redevances*)ではなく賦役(*travail*)を優先したのである。領主は農村に暮らし、消費期限の短い産物をひとり占めするために農民に土地を耕作させたのである。《 *présence seigneuriale* 》(在地領主)、《 *réserve seigneuriale* 》(領主留保地)はこの問題を解くカギである。イギリス、フランスでは《 *en mansus indominitatus* 》(領主の領地)と《 *en mansi tributarii* 》(大家族領地)とい

う区分された大領地農業経済は周知であり、この論理的な点が取り上げられていない。領主は農村に対して恐怖感があり、地代として運送が可能な産物を生産者から遠く離れて受け取るほうがよほど楽ではあったが、領主は留保地をみずから耕作するわずらわしさを嫌がったのである。不在領主 (absentéisme) や貨幣の代用になる生産物地代 (redevances de denrées) というのはこの説明として使える。

イギリス、フランスの《servage》と領主制農業経済の関係では、領主留保地での農民の賦役義務を取り上げなければならない。この点について英語で書かれた歴史書での意味、とくに日本に關係の記述には驚かされる。イギリスでは《réserve seigneuriale》(領主留保地)での隷屬關係がフランスよりも強く、長く続き、《Bond Days》(賦役の日)や《Boon Works》(賦役)を想起させる。ただイギリスでは《servage》という語は使わず、《serf》の地位には《vilainage》(農民層)という語を当てており、フランス西部でも《vilains》とは領主留保地での耕作賦役を負わされた者を意味した。ただし法制度学と現実で賦役 (corvées) の意味するところ同じではなく、今日でも《prestation》(賦役)の名で《contrats de fermage》(小作契約)として、あるいは公共性のある事業で続いており、現在は《prestation》はむかしの農民が金銭に代えて労働で支払ったというフランスでの選択権と異なる。

《servage》という語の例のように、比較制度史が困難なのは、議論の基本となる用語による。国ごとに地域的な意味のある固有の語があり、時代により歴史に彩られた意味がある。そのうち一つを選択するのは無謀であり、研究者には受入れ難いこともある。特定の時代の語を別の時代に当てるのは危ないが、これがうまくいくこともある。たとえば《esclavage》(奴隸、slave, Sklaverei)は9世紀以降もラテン語の《servus》の明瞭な定義を全世界に広めたが、《servage》という語はそうではない。フランス、イギリスについて論じる場合も定義を必要とし、日本には同じものはないことを明らかにすべきである。

第2回 了